



知多市お祝い事業補助金

(市制 50 周年記念事業)

募 集 要 領



《募集期間》

令和3年4月19日(月)～ 5月31日(月)

〈問合せ先〉

市民活動センター 2階 市民協働課

〒478-0047

知多市緑町 12 番地の 1

☎ : 0562-31-0382 Fax : 0562-32-5031

Eメール : katudo-c@city.chita.lg.jp



1. 知多市お祝い事業補助金の概要

知多市は令和2年9月1日に市制施行50周年という大きな節目を迎えました。そこで、本市の記念すべき50周年を市民、地域等、まちづくりに関わる様々な主体が連携し、市全体で祝うことで、まちづくりを盛り上げる契機とするため、知多市お祝い事業補助金を交付します。

2. 補助金額、補助率

補助金額：上限額 200,000 円（補助対象経費の額以下）

補助率：100%

補助回数：1 団体 1 事業

※複数の団体による連合体組織も可

3. 応募できる団体

以下を全て満たす団体とします。

- ◎市内在住又は在勤の市民5人以上で構成される団体
- ◎団体を運営するための会則、規則等があること
- ◎政治活動、宗教活動を目的に組織されていない団体



4. 対象となる事業

以下を全て満たす事業とします。

- ◎知多市制施行50周年を記念して実施する事業で、事業効果に持続性及び発展性が認められる事業
- ◎本市の他の補助制度の対象とならない事業
- ◎市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益的な事業（単なるサークル活動や会員のみが参加する教室、発表会は対象外）
- ◎決定通知日以降に着手し、令和4年3月15日（火）迄に実施し、完了する事業
- ◎特定の政治、宗教、思想等に関連しない事業

5. 補助対象経費

対象事業の実施に係る経費

区 分	経費の種類
報償費	・講師、出演者、協力者への謝金（1人あたり、上限25,000円）※団体構成員に対する謝金は対象外
旅費	・講師等の交通費、宿泊費（上限12,000円）等 ・事業実施に伴う団体構成員の旅費
需用費	・消耗品（1点の上限19,999円） ・印刷製本費（チラシ、パンフレット制作等）
役務費	・通信運搬費（郵便料、運搬料等） ・手数料（振込、通訳翻訳、手話等） ・保険料（本事業にかかるもの）
使用料及び 賃借料	・使用料（会場、駐車場、有料道路通行料等） ・借上料（自動車、機械器具等）
原材料費	・諸材料費
その他経費	・市長が必要と認める経費（専門知識、技術等を要する業務についての委託料等）

6. 対象とならない経費の例

◎団体の運営に関する事務費などの経常的な経費

（事務局経費、人件費のほか、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分できない経費も含む）

◎食糧費

◎構成員限定の研修、講演会に係る経費

◎備品購入費（20,000円以上の物品）



7. 申請について

提出書類に必要事項を記入の上、「市民活動センター」2階の市民協働課まで提出してください。

【提出書類】

- ・ 知多市お祝い事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 団体を運営するための会則、規則等
- ・ 構成員名簿（住所などが確認できるもの）

◎申請期間

【令和3年4月19日（月）～ 5月31日（月）】

持参の場合：平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合：募集期間の最終日（5月31日）の消印有効

8. 事前相談について

申請に関して個別で相談を受け付けます。

なお、事前予約が必要になります。問合せ先まで連絡をお願いします。

9. 選定について

提出していただいた書類とヒアリング内容を選定委員が評価し、その意見をもとに市が決定します。

事業が採択された団体・組織には、知多市お祝い事業補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。また、審査結果は後日、ホームページで公表します。

《評価基準》

項目	内容
目的	・ 市制施行50周年を記念する事業としてふさわしいか ・ 事業の目的、目標、効果が明確であるか
公益性	・ 広く多くの市民を対象としたものであり、共感や理解が得られるものであるか
実現性	・ 事業内容、予算、実施方法などが具体的に考えられており、実施可能であるか
協働	・ 他団体と協働することにより、事業の相乗効果が期待できるか
独創性	・ 市民活動ならではの先進的な視点やユニークな手法を用いているか
効果	・ 地域の課題や住民のニーズを的確に捉え、事業実施に伴い効果や成果が期待できるか
その他	・ 委員が特に優れていると判断する事項

1 1. 事業計画の変更について

決定した事業計画を途中で変更する場合は、事前にご相談ください。
なお、補助金の増額は認められません。

【提出書類】

- 知多市お祝い事業補助金計画変更申請書（第3号様式）
- 事業計画書及び収支予算書

1 2. 実績報告について

事業終了後30日以内または令和4年3月22日（火）のいずれか早い期日までに提出書類に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、補助金にかかる収支が記載された領収書などの書類については、原本確認をすることがありますので、事業実施年度から5年間（令和9年3月31日まで）保存してください。

また、事業報告については後日、ホームページで公表します。

【提出書類】

- 知多市お祝い事業補助金実績報告書（第5号様式）
- 事業報告書及び収支決算書
- 領収書の写し
- 参考資料（記録写真、チラシなど）

※領収書の取り扱いについて

- 領収書には、あて名（申請団体名）、但し書き（支払内容）、日付、店名や受取者名（できれば押印があるもの）が書かれたものを添付してください。
- レシートでも、内容、金額、日付が確認できれば代用可能です。

13. 請求について

実績報告書類の確認後、確定した補助金額を、知多市お祝い事業補助金確定通知書（第6号様式）にて通知しますので、受領後、提出書類に必要事項を記入の上、提出してください。

◎事業開始前に交付する概算払いが可能です。

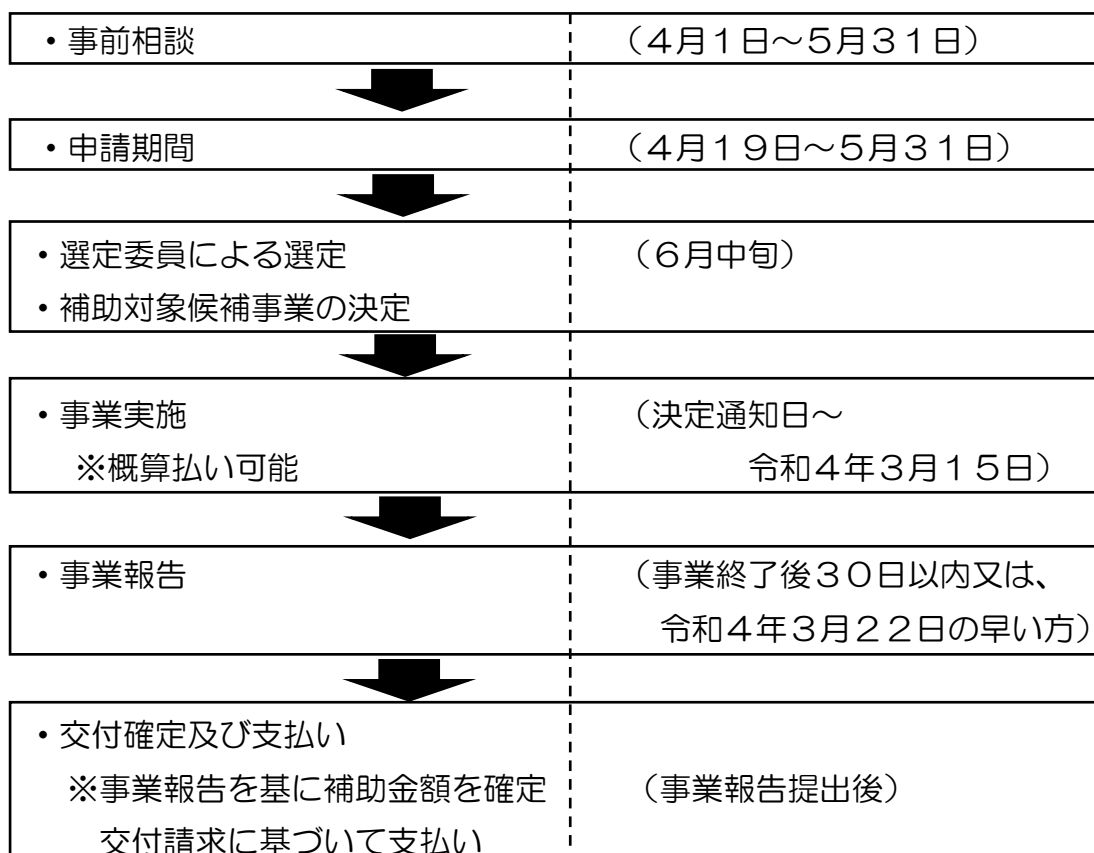
概算払いを希望する場合は、交付決定後、提出書類に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、概算払いを受けた場合は、確定通知書送付にあわせて必要に応じて精算処理を行います。

【提出書類】

- ・ 知多市お祝い事業補助金交付請求書（第7号様式）
- ・ 通帳等振込先の確認できる書類（写しでも可）

14. 事業スケジュール



15. 補助制度に関するQ&A

1 応募について	
Q1	市外の団体でも応募できるのか。
	市外に本部や拠点等がある場合でも、応募可能です。 ただし、団体の構成員に市内在住又は在勤の者が5人以上含まれていることが必要です。
Q2	複数の団体で共同して応募することはできるのか。
	応募要件（1ページ参照）を満たしていれば、応募可能です。なお、共同で提案する場合、その構成員となっている団体は、別事業での応募はできませんのでご注意ください。
Q3	1団体で複数の事業は応募できるのか。
	1団体1事業での応募となります。
Q4	実行委員会形式での応募はできるのか。
	特定の目的のために組織された実行委員会等でも、応募要件を満たしていれば、応募可能です。ただし、対象とならない場合がありますので、ご相談ください。
Q5	市から補助金や助成金を受けている団体でも応募できるのか。
	提案しようとしている事業に対して、他の補助金等が交付されていなければ、応募可能です。
2 事業について	
Q6	既存の事業に50周年の冠をつけたものでもよいか。
	既存の事業に50周年の冠をつけるだけではなく、50周年をお祝いする内容を盛り込んだ事業をしていただいた方が、選定されやすいです。
Q7	営利を目的としていないが、参加費等を徴収してはいけないのか。
	当日の資料代や飲食代など、実費相当分の徴収は問題ありません。 ただし徴収した参加費等は、補助対象経費から差し引かれます。
3 補助対象経費について	
Q8	実際の事業経費が交付決定額より少なくなった場合は、返金しないといけないのか。
	前払い等により交付を受けている場合は、原則として差額を返金していただきます。確定払いの場合は、事業終了後に確定した額を請求していただきます。